



コロナから会社と従業員を
守るプロジェクト

労働保険料、社会保険料 の納付猶予制度 マニュアル

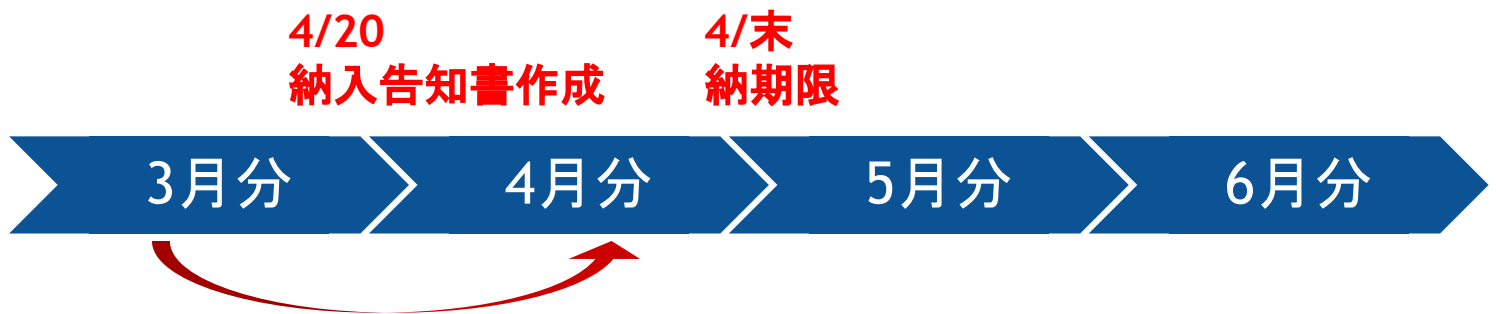
社会保険料の納付

■ 社会保険料納付期限の考え方

毎月事業主が納付する社会保険料額については、提出される被保険者の資格取得届・資格喪失届・賞与支払届と言った届出書類に基づき毎月 5～10日頃に前月分が確定され、20日頃に各事業所へ「保険料納入告知書」を送付する方法にて通知されます。

保険料の納付期限は月末(土日の場合は翌営業日)

期日までに保険料納付がされない場合は、後日、年金事務所から指定期限を設けた督促状が送付されます。



■ 社会保険料の納付方法

・金融機関での窓口納付

毎月20日頃に日本年金機構より送付される「保険料納入告知書」を持参して金融機関で直接支払い。

・電子納付(Pay-easy)

ATMやネットバンキングなどで、収納機関番号、納付番号、確認番号などを入力しての支払い。

・口座振替による納付

指定金融機関の預金口座から保険料を自動的に振替して納付する方法。保険料口座振替納付申出書に金融機関届出印、金融機関の確認印を捺印の上、年金事務所の窓口へ提出する。自動振替なので、支払い忘れが防げる。

納期限到来前の引き落としを止めたい場合は

口座振替による保険料納付は、納期限に自動的に引き落としされます。
納付猶予を検討する場合は、まず、自動引き落としがされないように、
保険料口座振替辞退(取消)通知書を年金事務所へ提出する必要があります。

■ 保険料口座振替辞退(取消)通知書

年金事務所で直接もらうか、最寄りの年金事務所へ電話して郵送による取り寄せも可能です。

書類は3枚複写になっており、必要事項を記入し、1枚目には事業主の代表者印を2枚目には金融機関届出印を捺印します。

届書コード 5 9 4	届書 (年金事務所用)	決裁 事務センター長 副事務センター長 所長	金融機関 事務センター長 副事務センター長 グループ長 課長	年 月 日	担当者
----------------	----------------	---------------------------------	--	-------------	-----

健康保険 厚生年金保険 **保険料口座振替辞退(取消)通知書**

令和 年 月 日

年金事務所長 あて

事業所所在地
(フリガナ)
事業所名称
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号 () -

（事業主代表者印）

下記のとおり保険料等を口座振替によって納付することを辞退（取消）したいので、通知します。

記

1. 対象保険料等
健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金

2. 事業所整理記号

①事業所整理記号 市区 記号	②事業所番号 (告知番号)

3. 指定預金口座

※③金融機関コード		金融機関名	口座番号		
銀行コード	支店コード		預金種目	番号	
		銀行 信用金庫	本店	普通 1	
		信用組合 農協	支店	当座 2	
		労働金庫 漁協	本所		
			支所		

1. 該当する預金種目に○を付けてください。
2. 口座番号は右つめで記入し、残りは「0」を記入してください。

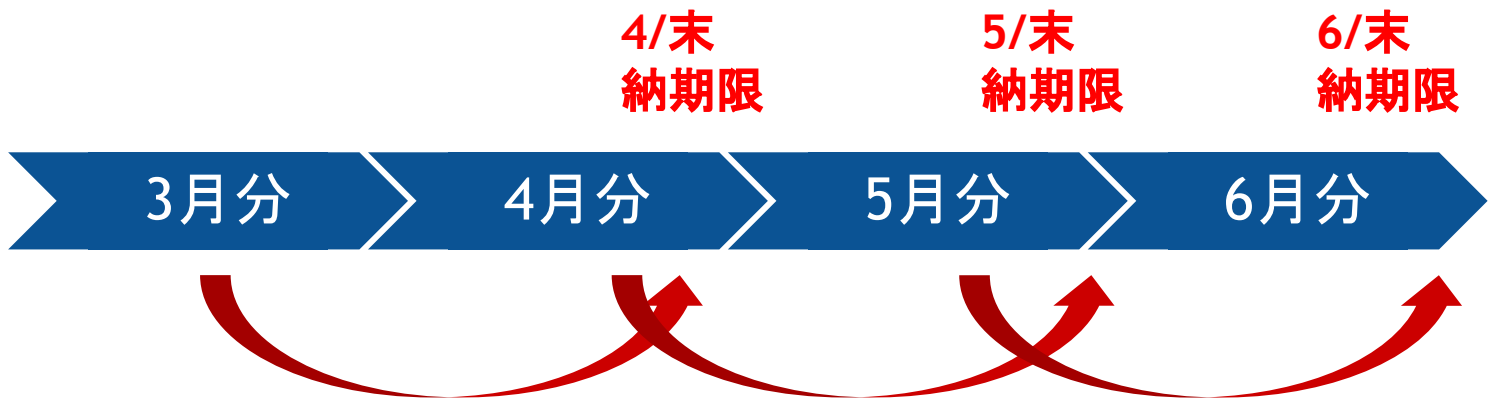
4. 辞退（取消）年月 令和 年 月 月分保険料（令和 年 月 日納付分）から

※④辞退理由	※原因	受付日付印
送信	1. 辞退 2. 取消	

注) ※欄は記入しないでください。

社会保険料の猶予制度

■ 通常の流れ



保険料等の納期限までにその納付がなければ督促状が届きます。
その督促状にある納期限に納付をしない場合は、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

■ 社会保険料の猶予制度

社会保険料の納付が困難な場合は、
換価の猶予 / **納付の猶予**を検討しましょう。

・換価の猶予

保険料等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。

・納付の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって保険料等を一時に納付することができないと認められる場合や、届出が遅延したことにより遡及した月分に係る保険料等の納付義務が発生し、本来の法定納期限から1年以上経過した月分に係る保険料等を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納付が猶予される制度です。

社会保険料の猶予制度

■ 換価の猶予 / 納付の猶予が認められたら

・換価の猶予

- ① 既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある財産については、差押えを猶予(又は既にした差押えを解除)することができます。
- ③ 換価の猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

・納付の猶予

- ① 新たな差押えや換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、年金事務所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 納付の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予期間は原則1年の範囲内で、状況に応じて判断されます。
(猶予期間中に完納が難しい場合は、最長2年以内に延長されることもあります。)

■ 新型コロナウイルスの特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の納付の猶予(特例)を受けることができます。

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません。**

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できます。

※ 令和2年2月1日から令和2年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等（令和2年1月分から3月分）は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

■ 特例を適用する流れ

① 自社が該当するかを確認

納付猶予の特例を受けるための要件を確認し、自社が該当するかを確認します。

② 納付猶予（特例）の申請

延滞金の対象になる前に年金事務所へ納付猶予（特例）の申請を行います。

③ 年金事務所にて申請書内容の審査

事業所が対象となるか審査が行われます。

④ 許可通知書が到着

猶予が許可されると、納付の猶予（特例）許可通知書が届きます。

厚生年金保険料等納付の猶予（特例）申請書の書き方

表面の「㉑支出平均額」×6か月分の金額を記載してください。

今後想定される臨時的な支出額を記載してください。確定していない場合は概算で構いません。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (㉑×6(6か月分))	12,930,000 円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	1,000,000 円	
			-	当面の支出 見込額(㉒)	13,930,000 円

(3) 現金・預貯金残高

現金	500,000 円	預貯金	10,000,000 円	現金・預貯金の 合計(㉓)	10,500,000 円
----	-----------	-----	--------------	------------------	--------------

(4) 納付可能金額

㉓(現金・預貯金残高) - ㉒(当面の支出見込額) = 納付可能金額(㉔) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予額

(㉑) 猶予を受けようとする金額	1,210,800 円	-	(㉔) 納付可能金額	0 円	=	猶予額	1,210,800 円
------------------	-------------	---	------------	-----	---	-----	-------------

○ (3) 現金・預貯金残高には、給付金や緊急融資の額が含まれますが、これらの用途がある金額については、「臨時支出等の額」に適切に反映させてください。
○ 書き方が分からない場合は職員にご相談ください。

○ 通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。
○ 今後回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

○ 「納付可能金額」が算出された場合、納期限までに納付して頂く必要があります。
○ 困難な場合は管轄の年金事務所にご相談ください。

○ チェックすることで、この申請が許可されなかった場合でも、申請日に換価の猶予の申請がされたものとして審査を行います。

4 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します。
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が軽減されます。
(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。
なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 年金事務所への申請書の郵送により、申請いただくことができます。
- 申請していただいた内容は年金事務所でも審査します。
- 猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- 他の機関(税務署等)への猶予(特例)申請や、職員からの電話による内容確認等にご利用いただけますので、必要に応じて提出する申請書のコピーをお手元に残しておいてください。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所(徴収担当)にご相談ください。

※年金事務所記入欄

整理簿登記年月日	令和 年 月 日
通知書発出年月日	令和 年 月 日
オンライン入力日	令和 年 月 日

追加	通知書発出	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	オンライン入力	4	5	6	7	8	9	10	11	12

申請書の記載欄に書き切れない場合は、別紙(様式自由)に記載のうえ、添付してください。

労働保険料の猶予制度

■ 労働保険料の猶予制度の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に労働保険料等を納付することが困難となった事業主の方は、管轄の労働局へ申請することにより、労働保険料等の納付の猶予(特例)を受けることができます。

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて^(※1)概ね20%以上減少していること**

※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。

- ② **①により、一時に納付を行うことが困難であること^(※2)**

※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

- ③ **納期限^(※3)までに申請書が提出されていること。**

※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

■ 特例を適用する流れ

① 自社が該当するかを確認

納付猶予の特例を受けるための要件を確認し、自社が該当するかを確認します。

② 納付猶予(特例)の申請

保険料の納期限の前に労働局へ納付猶予(特例)の申請します。

③ 労働局にて申請書内容の審査

事業所が対象となるか審査が行われます。

④ 納付猶予決定通知書が到着

猶予が許可されると、納付猶予決定通知書が届きます。

労働保険料等納付の猶予申請書の書き方

①は労働保険番号を記入 ②は納付猶予を希望する概算保険料を記入

(表面)



整理番号 C

申請は、原則として、猶予を受けたい労働保険料等の納期限までとなります（法施行日から2月間は遡って申請できます。）。

労働保険料等納付の猶予申請書 (継続事業(一括有期事業を含む。)用)

労働局長 殿

既に行っている猶予申請については、本猶予申請が許可された場合には取り下げます。また、に猶予を受けている場合は、本猶予が許可された場合には取り消されることに同意します。

特

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり労働保険料等納付の猶予を申請します。

収入が減少した理由にチェックしてください。その他の理由の場合は簡記してください。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)						
申請者	住所	東京都千代田区霞が関1-2-2 電話番号 () 携帯電話 123 (4567) 8901			申請年月日	令和 2 年 6 月 1 日
	事業所名	労働商事			通債日付印	
	代表者職氏名	労働 太郎 印			申請書番号	
	労働保険番号				取附年月日	
納付すべき労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料等の額	猶予を希望する額	備考
	令和 2	全期	2・7・10	587,094 円		<input type="checkbox"/> イベント等の白書で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少 <input checked="" type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少 特例猶予は納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの国税が対象です。 営業時間短縮
納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から	令和 3 年 7 月 9 日まで 12 月間					
納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から	令和 年 月 日まで 月間					
納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から	令和 年 月 日まで 月間					

① 猶予期間は納期限から1年間です。特段の事情がない場合は、1年後の日を記載してください。

②

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

書き方の詳細は裏面をご覧ください。

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 2 年 (当年)			前年同月			収入減少率 1-(③÷⑥) 1-(④÷⑦) 1-(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載
	2 月	3 月	5 月	2 月	3 月	5 月	
収入							
売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	1,500,000	40 %
小計	③ 1,800,000	④ 1,500,000	⑤ 1,500,000	⑥ 2,000,000	⑦ 2,500,000	⑧ 1,500,000	
支出							
仕入	1,000,000	800,000	800,000	1,200,000	1,300,000	800,000	支出平均額 (⑩+⑪+⑫) ÷ 記入月数 ⑬ 1,433,333 円
販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000	150,000	200,000	100,000	
借入金返済	200,000	200,000	200,000	250,000	250,000	250,000	
生活費(※)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
小計	⑩ 1,600,000	⑪ 1,350,000	⑫ 1,350,000	⑬ 1,850,000	⑭ 2,000,000	⑮ 1,400,000	

お手持ちの帳簿等から記載してください。

社会保険労務士、労働保険事務組合が作成する場合は記載してください。

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当します

月別の売上が不明な場合は、年間の売上を月数で割り返した平均値を利用しても構いません。

労働保険事務組合/社会保険労務 所在地 代表者氏名 印

労働保険料等納付の猶予申請書の書き方

(裏面)

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	8,600,000 円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	300,000 円	
			=	当面の支出見込額(⑬)	8,900,000 円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の合計(⑭)	1,100,000 円
現金	100,000 円	預貯金	1,000,000 円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付すべき労働保険料等	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
587,094 円	0 円		587,094 円

今後想定される臨時的な支出額を記載してください。確定していない場合は概算で構いません。

通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。
なお、今後回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

納付可能金額が算出された場合には、納期限までに納付していただく必要があります(困難な場合は担当職員にご相談ください。)

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します。
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

チェックがあると、特例猶予が不許可となった場合でも、申請日に換価の猶予申請がされたものとして審査を行いますので、チェックをしてください。

「収入及び支出の記載方法」

お手持ちの帳簿や試算表から最近の収支状況を記載します。

項目	令和2年(当年)		
	2月	3月	5月
② 収入			
売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000
小計	1,800,000	1,500,000	1,500,000
③ 支出			
仕入	1,000,000	800,000	800,000
販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000
借入金返済	200,000	200,000	200,000
④ 生活費(※)	250,000	250,000	250,000
小計	1,600,000	1,350,000	1,350,000

① 令和2年2月以降で、前年同月と比べて収入が減少している月を1月以上記載します。連続した月でなくても構いません。

② 収入には、事業収入のほか、給与収入など定期的なものを含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

③ 支出には、その月において実際に支払った(支払が予定される)費用を記載します。減価償却費など実際に支払われない費用は含みません。

④ 個人事業者の方は、事業の支出以外に個人的な生活費も記載します(法人の場合は生活費は支出に該当しないので記載しません。)

○ 申請・審査に当たり、収入が確認できる書類(売上帳や現 □ 出納帳、預 □ 通帳のコピーなど)の提出が必要となりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭で確認されます。○ 最近、国税、地方税及び厚生年 □ 保険料等の納付猶予の特例を受けた場合は、当該猶予許可通知書(最近2か月程度のもの)及び当該猶予申請書の写しを提出いただくと申請書「2 猶予額の計算」欄の記載は省略できるとともに必要書類の提出も不要です。

	社会保険料	労働保険料
申請先	管轄の年金事務所	都道府県労働局
申請期限	災害がやんだ日から 2か月以内 ※災害がやんだ日は 被災状況により判断	災害がやんだ日から 2か月以内 ※災害がやんだ日は被 災状況により判断
猶予期間	原則1年 ※最長2年	原則1年 ※最長3年
猶予期間中	分割納付可	分割納付可
延滞金・延滞税	免除	免除
財産の差し押さえ	猶予	猶予
相談窓口	0570-666-228 (ナビダイヤル)	労働局労働保険 徴収課室

未曾有の国難をのりきるために

緊急事態宣言の延長の可能性が高まる中、まだまだ先が見通せない状況が続いています。

アフターコロナを迎えるためにも、今は、とにかく耐えなければなりません。

少しでも手元のキャッシュフローを維持するためにも、社会保険料・労働保険料の納付が困難だと感じたら、**放置せず**、すぐに猶予制度の活用を検討、申請しましょう。

申請方法が分からないときは社会保険労務士へご相談ください。